

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 7 年 2 月 1 7 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・ 7 野田 清太・ 14 池山 允敏・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也・ 17 西森 偉統・ 18 結城 晋三・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上 9 名

欠 席 委 員 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総 合 支 所 久居：藤巻担当主幹 一志：田中主事
白山：村瀬主事 美杉：谷担当主幹

議 事 録 署 名 者 14 池山 允敏・ 17 西森 偉統

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見書
の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第2回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席は24番 岡田 勇樹委員の1名で出席委員数は9名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
14番 池山 允敏、17番 西森 偉統の両委員にお願いしたいと思っておりますので
よろしくお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりで
ございますのでよろしくお願いいたします。
それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願い
いたします。
17ページの議案第4号、番号10 現況地目『畑』を現況地目『雑種地』に訂
正をお願いします。
- それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から19で、件数は19件、合計面積は38,035㎡で、その内訳は田
が28,715㎡、畑が9,320㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約し
たものであります。
- 4ページから8ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から7で、件数は7件、合計面積は32,131㎡で、その内訳は田が2
3,201㎡、畑が5,849㎡、その他が3,081㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があります
ので、届出人に対して指導しております。
- 9ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は昭和45年3月24日
でございます。
以上、件数は1件、合計面積は314㎡で、すべて畑でございます。
この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地
として維持管理しており、取得時効が成立しています。
- 10ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ございま
す。
番号1 一般個人住宅用地
番号2 貸資材置場用地

以上、件数は2件、合計面積は6 1 5 m²で、すべて畑でございます。

1 1 ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 事務所用地

以上、件数は1件、合計面積は7 7 5 m²で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、1 2 ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町上出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 4 0 9 m²、受人 ____、面積 3, 2 2 4 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号2、地区 倭、申請地 白山町南出南浦____、登記地目・現況地目とも田、面積 7 3 7 m²、受人 ____、面積 9, 3 7 7 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号3、地区 倭、申請地 白山町上ノ村川久保____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 1 3 3 m² 外1筆、合計面積 3, 6 9 0 m²、受人 ____、面積 5, 6 8 1. 7 3 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号4、地区 八知、申請地 美杉町八知おくの門____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1 1 4 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は4件、合計面積は4, 9 5 0 m²で、その内訳は田が4, 4 2 7 m²、畑が5 2 3 m²でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1 番お願いします。

野田委員

7 番野田です。2 月 7 日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員3名、久

居事務局とで見て参りました。譲渡人は労力不足のため受人に売却するものです。受人が耕作をしている案件でございます。事務局の通り問題はないと思います。

議 長 2 番、3 番、お願いします。

中谷委員 1 6 番中谷です。2 番、3 番、ともに2月7日、西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局で見て参りました。
_____の200メートルほど南西にあります。隣地は受人が耕作をしております、自治会より所有権を移転し耕作を引き受けるということですので何ら問題はないかと思ひます。

3 番は渡人も高齢になり、後継者もないため、隣を耕作していた受人に耕作してもらおうということで、何ら問題ないかと思ひます。よろしくお祈ひします。

議 長 4 番、お願いします。

結城委員 1 8 番結城です。7 日に推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は土地の管理ができなくなり、受人の_____が管理をすることになりました。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思ひます。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1 3 ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 竹原、申請地 美杉町八手俣大日_____, 登記地目・現況地目とも畑、面積 376㎡ 外12筆、合計面積 2,632㎡、申請者 _____。
これにつきましては、申請地を山林とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

1 4 ページをお願いいたします。

番号2、地区 竹原、申請地 美杉町八手俣大日_____, 登記地目 畑、現況地目 山林、面積 112㎡ 外2筆、合計面積 864㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。
昭和60年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は3,496㎡で、その内訳は田が1,195㎡、畑が2,301㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、2番、お願いします。

結城委員 18番結城です。1番について説明します。7日に推進委員と事務局で現地を確認いたしました。申請人は椎茸栽培をしておりましたが、近隣の木が大きくなり日照時間が少なくなったため、利用ができないため植林するということでございます。椎茸栽培は廃業するということです。

2番については、椎茸栽培を廃業するということで、隣地が無許可で植林していたことが判明したので、転用申請することとなった。写真が貼付されております。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居元町見地____、登記地目・現況地目とも畑、面積 492㎡ 外4筆、合計面積 1,231㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

この案件につきましては、令和6年8月16日付けにて許可を受けましたが、事業

計画の変更のため、許可の取消願いが提出されております。

番号 2、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬出丸____、登記地目・現況地目とも畑、面積 370㎡ 外1筆、合計面積 598㎡ 受人 ____、渡人 ____。

この案件につきましては、令和6年2月16日付けにて許可を受けましたが、転用事業に変更が生じたため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は2件、合計面積は1,829㎡で、すべて畑でございます。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番田口です。7日に現地を見て参りました。事務局説明通りでございます。後から出てきますのでよろしくお願いします。

議 長 2番、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。事務局説明通り、計画が変更されるようです。何ら問題ないと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号 1、地区 久居、申請地 久居北口町駒走り____、登記地目・現況地目とも畑、面積 585㎡ 外1筆、合計面積 1,168㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、427.3㎡、パネル設置率は、36.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居相川町北相川____、登記地目・現況地目とも畑、面積 308㎡ 外1筆、合計面積 640㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を貸販売車両展示場所・貸来客用駐車場とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 久居元町見地____、登記地目・現況地目とも畑、面積 492㎡ 外2筆、合計面積 868㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、427.3㎡、パネル設置率は、49.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 木造町井手ノ上____、登記地目・現況地目とも畑、面積 112㎡ 外4筆、合計面積 1,255㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、495.9㎡、パネル設置率は、39.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号5、地区 栗葉、申請地 庄田町上出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 276㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、申請地 庄田町上出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 62㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、申請地 庄田町沓掛____、登記地目・現況地目とも畑、面積 924㎡ 外1筆、合計面積 1,135㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、422.3㎡、パネル設置率は、37.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 栗葉、申請地 庄田町大沢____、登記地目・現況地目とも畑、面積 313㎡ 外3筆、合計面積 1,293㎡、受人 ____、渡人 ____。

_____ 外 1 名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、427.3㎡、パネル設置率は、33%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 栗葉、申請地 森町笠ヶ広____、登記地目・現況地目とも畑、
面積 5.77㎡ 外1筆、合計面積 359.77㎡、受人 _____ 外1名、
渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川合、申請地 一志町八太中野____、登記地目 畑、現況
地目 雑種地、面積 244㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場・ドッグラン用地とするものです。
令和7年1月末頃に事前着工した旨の始末書の提出がありますことから、これを
追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

18ページをお願いいたします。

番号11、地区 伊勢地、申請地 美杉町石名原寺ノ前____、登記地目・現
況地目とも田、面積 925㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、624㎡、パネル設置率は、67.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 多気、申請地 美杉町上多気馬場____、登記地目 畑、現
況地目 山林、面積 218㎡ 外2筆、合計面積 2,924㎡、受人 _____、
渡人 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。
昭和50年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認し
ようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は11,149.77㎡で、その内訳は田が925㎡、畑が10,224.77㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番から4番、お願いします。

田口委員 6番田口です。7日に、諸戸部会長、野田委員、中野委員、推進委員3名、事務局と見て参りました。

	1 番から 3 番について事務局説明通りでございます。 4 番も諸戸部会長、野田委員、中野委員、推進委員 3 名、事務局と見て参りました。
議 長	5 から 9 番、お願いします。
野田委員	7 番野田です。2 月 7 日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員 3 名、事務局と見て参りました。 5 番、6 番につきましては譲受人が一緒のため一括して説明させていただきます。 譲受人は事業と自宅増築のために土地を譲り受けるものですが、周辺は農地もなく、営農に影響もなく事務局説明通りです。 7 番は太陽光発電を設置するものです。隣接地には了解を得ていること、また、周辺には太陽光施設があり、事務局説明通り問題はないものと思われま
	す。 8 番は住宅と太陽光発電に囲まれた農地です。隣接地には了解済みということであり、隣接する農地もなく、営農に影響なく事務局の説明通り問題はないものと思われま
	す。 9 番は住宅地の中の農地を個人住宅用地とするものです。周辺は全て住宅で、営農に影響なく、事務局の説明通り問題はないものと思われま
	す。以上、よろしくお願いします。
議 長	1 0 番、お願いします。
池山委員	1 4 番池山です。2 月 7 日に農業委員 2 名、推進委員、事務局で確認して参りました。場所は_____近くでして、ドッグランの施設を準備しているようで、畑を施設用地とするもので、事務局説明通りです。
議 長	1 1, 1 2 番、お願いします。
結城委員	1 8 番結城です。7 日に推進委員と事務局で現地を確認いたしました。 1 1 番は太陽光発電施設用地として利用したいということで、去年から言うてお
	ったところです。 1 2 番は 7 日に推進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人は、山林に囲まれていて獣害がひどいため植林をした。渡人は管理ができるようにしたい、現況写真と始末書の提出もあるようで、よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思いま
	す。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 4 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	異議なしと認めます。よって、議案第４号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	１９ページをお願いいたします。 議案第５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号１、地区 久居、申請地 戸木町北興_____、登記地目・現況地目とも田、面積 ４９９㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 農地区分は、第２種農地と判断されます。 以上、件数は１件、合計面積は４９９㎡で、すべて田でございます。 これらの案件につきましても、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
田口委員	６番田口です。７日に、諸戸部会長、野田委員、中野委員、推進委員４名、事務局と見て参りました。事務局の説明通り問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第５号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第５号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第６号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	２０ページをお願いいたします。 議案第６号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小路垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 985㎡の内51.32㎡、借人 ____、貸人 ____。

これにつきましては、申請地を令和7年9月30日まで、申請地を進入用道路(一時転用)とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は51.32㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありました、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

宮本委員 5番宮本です。2月7日に池山委員、地元推進委員、事務局と現地確認いたしました。事務局説明通りです。よろしくお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 21ページをお願いいたします。
議案第7号 非農地証明願について
番号1、地区 八ツ山、願出者 ____、対象地 白山町古市中切____、
登記地目 田、現況地目 宅地、面積 267㎡ 外1筆、合計面積 379㎡。
これにつきましては、家屋登記全部事項証明書(S49.4.30建築)により、
対象地に20年以上前から住宅用地として利用しており現在に至ることが確認できます。

以上、件数は1件、合計面積は379㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
西森委員	17番西森です。2月7日に中谷、西森両委員と、地元推進委員、白山の事務局で見てまいりました。 場所は_____の西。事務局の説明通り問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。 次に別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で118,237㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,757㎡、契約件数は57件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借で17,278㎡、契約件数は9件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借で2,485㎡、畑の使用貸借で1,174㎡、契約件数は2件でございます。 美杉地区につきましては、該当がありませんでした。 以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて138,000㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて4,931㎡、合計契約件数は68件、合計面積は142,931㎡となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は久居地区43件、一志地区8件、白山地区0件、美杉地区0件で、合計51件、合計面積は113,217㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で75.0%、面積で79.2%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が24件あります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に別冊でお配りしました議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借)を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借)、でございます。

それでは1ページから4ページをお願いします。

件数は7件、合計面積は50,542㎡で、その内訳は田が45,229㎡、畑が5,313㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃貸借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出しま

す。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

番号2 についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

入室してください。

< 入 室 >

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中

間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第2回第2農地部会を閉会します。

午後2時39分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

令和7年2月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____